

～笠松町子どもの権利条例制定に向けて～

子どもの権利って知ってる？

子どものことを決めるのだから、笠松町にあなたの意見も届けませんか？

子どもの権利条約では子どもたちが自由に意見を言える「参加する権利」が保障されています

子ども^{けいり}の権利ワークショップ

Children's Rights Workshop



対象：「子どもの権利」に興味があり、自分の意見を伝えたり条例に反映させたりしたい
小学4年～高校3年生（もしくは18歳未満）で笠松町内に在住か通学している人。

定員：30人 会場：笠松町役場4階大会議室 ◇参加無料◇

日程

①	8/5 (木) 午前10時～正午	子どもの権利って何？ 参加者同士を知る・笠松町ってどんな町？・権利について知る
②	8/10 (火) 午前10時～正午	今の自分の生活で権利は守られている？ 実生活の中で困っていること/もっとこうなるといいなと思うこと
③	8/20 (金) 午後2～4時	これからの笠松町で 何が守られたら自分の権利が脅かされることなく自分らしく生きられる？
④	10月未定	条例案をチェック！
⑤	11月未定	条例を身近なものにするために&守られるために

8/20はTVにも出演
されている名古屋大学の
内田良准教授がゲスト！



主催：笠松町 企画・運営：かさまつ子どものまち

【問い合わせ】笠松町役場 住民福祉部 福祉子ども課 ☎058-388-1116 / かさまつ子どものまち ☎090-6803-0628 (ひぐち)

参加申込書

氏名 _____ 学校名 _____ 学年 _____

住所 _____ 電話番号 _____

※以上を記入し福祉子ども課（窓口平日8:30～17:15）◇Fax 058-387-5816

◇メールアドレス：fukushikodomo@town.kasamatsu.lg.jp）へ8月2日までに提出してください。